

令和2年（フ）第3841号
破産者 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所
令和2年（フ）第3901号
破産者 川島 浩

東京地方裁判所 民事第20部合議係 御中

令和4年1月19日

第3回債権者集会報告書

破産管財人 弁護士 岩崎 晃

当職が破産管財人を務める標記破産事件における、令和3年7月7日に開催された第2回債権者集会以降の破産管財業務について以下のとおり報告する。

以下では、破産者弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所を「ミネルヴァ」、破産者川島浩を「川島」とそれぞれ表記する。

第1 元依頼者への対応

1 コールセンターにおける対応

第2回債権者集会以降も、債権者からの問い合わせに対応するため、破産管財人室においてコールセンターを開設しており、平日の10時～12時、14時～16時の時間帯に電話による問い合わせを受け付けている。現在コールセンターでは、派遣スタッフ2名のほか、破産管財人代理1名が常駐して問い合わせ等に対応している。

このほか、破産管財人室では、郵便物処理、破産債権届出書の管理、入力、チェック作業（添付資料のチェックを含む。）や記録返還請求への対応等の業務を行っている。

2 ホームページでの情報発信

当職が本件破産手続のために開設した破産管財人室のホームページ（<https://iws-kanzai.jp/>）において、破産手続の進行に関する説明やFAQを掲載し随時更新し、引き続き情報開示に努めている。また、同ホームページにおいて、過去2回分の債権者集会の報告書のほか、本件破産手続に関する各種の書式（破産手続開始通知書等の送付依頼書、債権放棄の届出書、事件記録の返還請求書、住所変更の届出書、債権届出の委任状）を掲載し、債権者に利用を案内している。

3 預り資料の返還

ミネルヴァや川島が依頼者から預かっていた資料について返還依頼があった場合には、引き続き順次これに対応している。なお、返還請求にあたっては、破産管財人のホームページに書式を掲載している事件記録の返還請求書を利用するよう案内している。

4 一部債権者から提起された訴訟への対応

第2回債権者集会で報告したとおり、元依頼者の相続人である債権者3名（代理人は同一）から、当該債権者らとミネルヴァとの間で信託契約が成立し、ミネルヴァの預り金口座の預金が信託財産を構成したにもかかわらず、当職が当該預金を解約して破産財団に組み入れたことは不当利得にあたり、当該不当利得返還請求権は財団債権となるとして、合計410万円を支払うよう求める訴訟が福井地方裁判所敦賀支部に提起された。

当職としては、前記債権者らの主張は法的に認められるものではない旨を主張するとともに、仮に当該債権者らの主張を前提にした場合には、ミネルヴァが元依頼者からの預り金をどの口座で預かっていたかによって得られる配当額に差異が出るなど、元依頼者である債権者相互間に著しい不公平が生じる旨を指摘して、当該債権者らの請求について全面的に争っている。

本訴訟の経過は次のとおりである。

令和2年11月25日 訴訟提起

令和3年1月7日 本訴訟の東京地方裁判所への移送申立て

令和 3 年 2 月 12 日	移送申立て却下
令和 3 年 3 月 1 日	本訴訟の福井地方裁判所・本庁への回付を上申
令和 3 年 4 月 15 日	福井地方裁判所・敦賀支部にて書面による準備手続期日 本訴訟が福井地方裁判所・本庁へ回付
令和 3 年 6 月 16 日	福井地方裁判所・本庁にて書面による準備手続期日
令和 3 年 7 月 16 日	弁論準備手続期日
令和 3 年 8 月 25 日	原告ら代理人が急遽都合が悪くなったとの理由で弁論準備手続期日が取り消される。
令和 3 年 9 月 1 日	弁論準備手続期日
令和 3 年 10 月 11 日	弁論準備手続期日
令和 3 年 12 月 6 日	書面による準備手続期日
令和 4 年 1 月 12 日	弁論準備手続期日・口頭弁論期日
令和 4 年 3 月 24 日	判決言渡し（予定）

当職からの主張・立証は、令和 3 年 10 月 11 日までにほぼ終えており、その後は、原告ら（前記債権者ら）からの反論を待っている状態で審理が続いていたが、令和 4 年 1 月 12 日をもって審理が終結し、判決言渡し期日が同年 3 月 24 日と指定された。

この訴訟の結果は、原告らとの間の問題に留まらず、ミネルヴァの元依頼者である債権者全員に関係することから、訴訟の解決が図られない限り最後配当の実施は困難である。当職としては、一部の債権者の対応によって、他の多くの債権者への配当実施が遅れることは甚だ遺憾ではあったが、原告らの主張を受け入れることはできないため、やむを得ず訴訟対応を続けてきたものである。

第 2 資産の換価・回収等の業務

1 リーガルビジョングループへの対応

第 2 回債権者集会において報告したとおり、破産者は、株式会社リーガルビジョンおよびその関連会社（以下「LV グループ」という）に対して、広告料をはじめとする様々な名目で多額の支払を行っていたことから、当職は LV グループを相手方として、令和 3 年 3 月、破産法 173 条・174 条に基づく否認の請求を申し立てた。

同年 4 月から同年 12 月までに 8 回（令和 3 年 4 月 23 日、6 月 2 日、7 月 9 日、8 月 19 日、9 月 17 日、10 月 19 日、12 月 14 日）の審尋期日が開かれ、当職および LV グループより、主張書面および証拠書類が裁判所に多数提出されている。双方から法的主張を行っているほか、並行して早期回収のための和解も検討している。

なお、LV グループからなされた破産債権届出に対しては、第 2 回債権者集会で報告したとおり、当職において、届出債権を全額認めない旨の認否を行った。これを受けて、LV グループから令和 3 年 7 月に債権査定の申立てがなされており、上記否認請求事件と並行して、債権査定事件に対する対応も行っている。

2 第一東京弁護士会との関係

(1) ミネルヴァについて

第一東京弁護士会からのミネルヴァに対する懲戒請求は係属中であり、かつ、令和3年11月1日付で新たな事由について同会から懲戒請求がなされたため、同会綱紀委員会から提出（提出期限同年12月8日）を求められた答弁書を令和3年11月29日付で提出した（従前から係属している事件についての答弁書の提出は求められていない）。

また、すでに前回報告で触れているが、懲戒請求が係属する限り、ミネルヴァは第一東京弁護士会及び日本弁護士連合会における弁護士法人としての登録を抹消できないため、破産手続開始後も財団債権となる会費が毎月発生することとされている。この点について、当職は、早期に綱紀・懲戒の手続を結了させるよう第一東京弁護士会に求めているほか、同会に対して、破産手続開始決定が確定した弁護士法人に対する会費の請求は行わないとする処理を求める書面を提出した。

なお、第一東京弁護士会はミネルヴァの破産手続開始の申立て（債権者申立て）の際に、予納金500万円を納付しており、その返還の時期等について今後協議を行う。

(2) 川島について

川島がミネルヴァに参加する以前に代表社員を務めていた弁護士法人大和法律事務所の会費を清算結了以後の分も納付していたことが判明したため、同会は余計に支払われた金額280,520円を1月末日を目処に返還するとのことである。

3 川島が申し立てた懲戒請求への対応

川島は、LVグループに所属する弁護士法人、司法書士法人等を対象に懲戒請求を行っており、現在も、調査が継続しているようである。

被懲戒請求者の一部の所属会からは、第2回債権者集会後にも、調査への協力の依頼が当職に対してなされたが、当職は、当職の把握する情報の範囲で調査に対応している。

第3 債権届出・債権調査

1 債権認否の状況

一般調査期間における当職の債権調査の結果は、前回集会において報告したとおりであるが、当職が認めた債権のうち、依頼者債権者2件425,118円について債権の取下げがあったため、下表のとおり、当職が認める債権額は、ミネルヴァについては合計3,021,858,716円、川島については合計3,025,401,686円（ミネルヴァとの連帯債務の合計に川島個人に対する債務を加えたもの）となった。

表 1 債権認否結果概要

債務者による区分	区分	届出債権		認めない債権		認める債権		備考
		件数	債権額	件数	認めない債権額	全額認める件数	認める債権額	
川島に対する債権者	一般債権者	7	5,162,970	1	1,620,000	6	3,542,970	
		18	2,582,149,342	5	2,580,495,864	13	1,653,478	
ミネルヴァに対する債権者 (川島が連帯債務)	依頼者債権者	3,042	2,930,868,490	0	0	3,042	2,930,868,490	2件425,118円が減少
		32	59,117,982	32	31,191,638	0	27,926,344	
		15	25,585,960	15	15,902,960	0	9,683,000	
		878	49,833,404	2	139,000	876	49,694,404	
		34	8,356,771	34	6,323,771	0	2,033,000	
合計(ミネルヴァ)		4,019	5,655,911,949	88	2,634,053,233	3,931	3,021,858,716	
合計(川島)		4,026	5,661,074,919	89	2,635,673,233	3,937	3,025,401,686	

2 一般調査期間経過後の届出

一般調査期間経過後、依頼者債権者より、12件 15,440,088円の破産債権届出書が当職宛に送付されており、今後特別調査を実施するかどうかについて検討する予定である。

3 相続人による債権届出への対応

ミネルヴァの元依頼者である債権者について相続が発生し相続人と思われる者から債権届出がなされているケースや、過払金返還請求権を有していた者の相続人からミネルヴァが受任していたケースが一定数あり、これまで債権届出があったものの中でこれに該当するケースとして把握しているものは92件である。

当職は、届出債権者に書面で順次連絡し、相続関係を明らかにする戸籍謄本等の提出、相続人が複数いる場合には債権届出をした相続人が配当金を受領する権限があることを示す資料（他の相続人からの委任状、遺産分割協議書など）の提出を求めてきた。また、これに対して応答がなく、当職が保管しているミネルヴァが元依頼者から預かっていた資料でも必要な情報が確認できない債権者については、再度、資料の提出等を促す書面を送付するなどして、相続関係の把握や届出債権者の配当金受領権限の確認に努めている。

現在でも、一部の債権者については相続関係の把握等ができておらず、これらの債権者については、配当金全額を供託する（相続関係が判明しなかった場合）、または、届出債権者には法定相続分のみを配当してその余は供託する（相続関係は判明したが届出債権者による配当金受領権限が確認できなかった場合）という対応を取るようになる見込みである。

4 債権査定手続

上記1の債権認否後、下表のとおり、一部の債権者より破産債権査定の申立てがあった。申立てのあった件数は、当初、ミネルヴァの破産事件について27件、川島の破産事件について24件である。件数の多くは、ミネルヴァの元依頼者よりなされた、

破産債権額を増額することを求める査定申立てである。金額的には、LVグループからの査定申立てにかかる金額が大きい。

当職は、査定申立書に記載された主張内容を順次検討し、ミネルヴァに残されていた顧客管理システムのデータを参照するなどして対応を検討し、それぞれの査定事件について答弁書を提出した。

その後、ミネルヴァおよび川島の破産事件について各3件の査定申立の取下があった。

今後、審理終結に熟した事件から、査定決定がなされるものと思われる。

表 2 債権査定事件の状況

ミネルヴァの破産事件

	種別	件数	当職の認めた額	債権者の査定申立額
申立て	元依頼者	23	28,813,396	51,237,701
	LVグループ	4	0	2,580,491,144
	その他	0	-	-
申立後取下げ	元依頼者	-3	-	-659,471
	LVグループ	0	-	-
	その他	0	-	-
合計		24	28,813,396	2,631,069,374

川島の破産事件

	種別	件数	当職の認めた額	債権者の査定申立額
申立て	元依頼者	19	24,003,396	40,010,865
	LVグループ	4	0	2,580,491,144
	その他	1	0	1,620,000
申立後取下げ	元依頼者	-3	-	-659,471
	LVグループ	0	-	-
	その他	0	-	-
合計		21	24,003,396	2,621,462,538

第4 財団債権

1 ミネルヴァについて

(1) 公租公課

公租公課については5件合計7,617,366円の交付要求等がなされている。

(2) その他

継続的契約（解除済み）に基づき発生した財団債権 243,642 円及び、第一東京弁護士会及び日本弁護士連合会の会費 134,322 円（請求を受けているのは令和 3 年 6 月分まで）が存在する。この弁護士会会費について、第一東京弁護士会に対して、破産手続開始決定が確定した弁護士法人に対する会費の請求は行わないとする処理を求めていることは前記のとおりである。

2 川島について

(1) 公租公課

公租公課については 2 件合計 1,536,000 円の交付要求等がなされている。

(2) その他

継続的契約（解除済み）に基づき発生した財団債権 13,200 円が存在する。

第 5 現在の財団の状況

1 ミネルヴァについて

(1) 財産目録

ミネルヴァの破産手続開始決定日現在の財産目録は、資料 1・財産目録のとおりであり、第 2 回債権者集会における報告以降変更はない。

(2) 収支計算書

ミネルヴァの破産手続開始決定以降、令和 3 年 11 月 30 日までの現金の収支は、資料 3・収支計算書記載のとおりである。

2 川島について

(1) 財産目録

川島の破産手続開始決定日現在の財産目録は、資料 4・財産目録のとおりであり、第 2 回債権者集会における報告以降変更はない。

(2) 収支計算書

川島の破産手続開始決定以降令和 3 年 11 月 30 日までの現金の収支は、資料 5・収支計算書記載のとおりである。

第 6 免責調査

川島の免責不許可事由の存否について、引き続き慎重に検討を行っている。

第 7 今後の管財業務

1 元依頼者から提起された訴訟への対応

第 1 の 4 記載の訴訟について、審理が終結したため、判決を待つて適宜対応する予定である。なお、前記のとおり、当該訴訟が終結しない限りは最後配当の実施は困難である。

2 リーガルビジョングループへの対応

当職が提起した否認請求事件に引き続き対応し、LV グループの反論内容を踏まえつつ、破産財団の増殖や破産配当率の向上に努める。

3 債権査定手続への対応

一部の債権者よりなされた債権査定手続に対応し、ミネルヴァ、川島のいずれの破産事件においても適切な負債の確定（破産債権の確定）に努める。

4 免責調査

第6記載のとおり、川島の免責不許可事由の存否について、引き続き慎重に検討する。

5 川島が申し立てた懲戒請求への対応

川島は、リーガルビジョングループに所属する弁護士法人、司法書士法人等を対象に懲戒請求を行っており、現時点においても、調査への協力の依頼が当職に対してなされているので、今後も可能な範囲で協力する予定である。

6 日弁連被害者見舞金制度への対応

第1回債権者集会の報告書に記載したとおり、配当実施後に手続がなされる見込みであり、適宜対応する。

以上

添付資料

- 1 財産目録（ミネルヴァ）
- 2 破産貸借対照表（ミネルヴァ）
- 3 収支計算書（ミネルヴァ）

開始決定日＝令和2年6月24日現在
 (単位：円)

財産目録
 (第3回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	簿価(R2.3.31時点)	換価金額	備 考
1	現金	321,167	5,040,981	引継ぎ予納金
2	預金	790,303,629	476,401,893	換価済み
3	売掛金	847,439,668	0	依頼者に対するもので、回収しない予定
4	仮払金	17,277,277	0	破産者川島浩に対するものであり回収困難
5	預け金	177,908	226,196	裁判所に対する予納金等を回収済み
6	建物	315,414,503	34,545,455	佐久物件・売却済み
7	土地	51,560,000	40,000,000	佐久物件・売却済み
8	什器備品	5,166,524	0	換価価値なし
9	営業権	129,585,170	0	事業譲渡を受けた法律事務所の営業権であり、換価価値なし
10	ソフトウェア	5,592,124	0	換価価値なし
11	差入保証金	20,000	0	佐久物件のセキュリティ契約に伴う差し入れ保証金。中途解約により没収され不存在。
12	更新料	1570835	0	換価価値なし
合計		2,164,428,805	556,214,525	

負債の部

No.	科 目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(公租公課)	5	7,617,366		
2	財団債権(労働債権)	0	0		
3	財団債権(その他)	7	377,964		
4	優先的破産債権(公租公課)	0	0		
5	優先的破産債権(労働債権)	0	0		
6	普通破産債権 (依頼者・通常)	3,089	3,015,572,432	2,968,477,834	47,094,598
7	普通破産債権 (依頼者・停止条件付)	912	58,190,175	51,727,404	6,462,771
8	普通破産債権(一般)	18	2,582,149,342	1,653,478	2,580,495,864
9	【新規】普通破産債権 (依頼者・通常)	10	15,325,088		
10	【新規】普通破産債権 (依頼者・停止条件付)	2	115,000		
合計		4,043	5,679,347,367	3,021,858,716	2,634,053,233

開始決定日＝令和2年6月24日現在
(単位:円)

破産貸借対照表
(第3回債権者集会)

資産の部			負債の部		
No.	科 目	換価金額	No.	科 目	金額
1	現金	5,040,981	1	財団債権(公租公課)	7,617,366
2	預金	476,401,893	2	財団債権(労働債権)	0
3	売掛金	0	3	財団債権(その他)	377,964
4	仮払金	0	4	優先的破産債権(公租公課)	0
5	預け金	226,196	5	優先的破産債権(労働債権)	0
6	建物	34,545,455	6	普通破産債権(依頼者・通常)	2,968,477,834
7	土地	40,000,000	7	普通破産債権(依頼者・停止条件付)	51,727,404
8	什器備品	0	8	普通破産債権(一般)	1,653,478
9	営業権	0			
10	ソフトウェア	0			
11	差入保証金	0			
12	更新料	0			
	合計	556,214,525		合計	3,029,854,046

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-2,473,639,521

令和2年6月24日～令和3年11月30日

収支計算書
(第3回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	予納金	4,985,214
2	引継現金	55,767
3	預金	476,401,893
4	精算金	577,914,390
5	預金利息	10,279
6	有価証券	13,150
7	還付金	226,196
8	動産売却代金	1,102,600
9	不動産売却代金	74,545,455
10	雑収入	67,350
11	預り消費税	3,454,545
12	預り固都税	687,552
	合 計	1,139,464,391

支出の部		
No.	科目	金額
1	保証金	1,326,000
2	賃料	6,454,210
3	通信費	1,468,486
4	仲介手数料	2,769,099
5	保険料	18,870
6	電気料金	42,908
7	電話料金	259,905
8	倉庫費用	246,197
9	管財事務費	412,366
10	システム利用料	1,903,550
11	廃棄費用	3,047
12	補助者費用	19,409,684
13	事務用品費	505,468
14	ホームページ関連費用	240,900
15	管財人室開設費用	1,219,075
16	公租公課	12,497,400
17	支払手数料	22,403
18	旅費交通費	66,072
19	下水道料金	2,740
20	業務委託費	1,304,872
21	器具備品	1,191,740
22	破産管財人報酬	15,000,000
23	官報公告費	4,816
	合 計	66,369,808

差引	1,073,094,583
----	---------------